

婦人の地位

情報 NO.5

平等・発展・平和を

めざす婦人の10年

1976-1985

も く じ

I 国内行動計画前期重点目標について

- (1) 婦人の政策決定参加を促進する特別活動の進ちょく状況
- (2) 雇用における男女平等の推進
- (3) 寡婦等の就業援助対策の拡充

II 国内ニュース

III 国際ニュース

1979年 6月

労働省婦人少年局

I 国内行動計画前期重点目標について

(1) 婦人の政策決定参加を促進する特別 活動の進ちょく状況

表1 国会及び地方議会における婦人の状況

(54年4月)

区 分	議 員 総 数	婦 人 議 員 数	総数に対する 婦 人 の 割 合
国 会 議 員	人	人	%
衆 議 院	511	7	1.4
参 議 院	252	15	6.0
地 方 議 会 議 員			
都道府県議会	2,646	29	1.1
市 議 会	12,951	311	2.4
町 村 議 会	23,267	120	0.5
特 別 区 議 会	1,087	73	6.7

(衆院・参院各事務局、自治省選挙部調)

注(1) 衆・参議員総数は定数である。

注(2) 地方議会議員は統一地方選挙結果である。

表2 中央官庁の各種審議会等の委員における婦人の参加状況

区 分	審議会総数	婦人を含む 審議会数	総数に対する 婦人を含む 審議会の割合	委員総数	婦人委員数	総数に対する 婦 人 の 割 合
50年1月 1日	237	73	30.8%	5,436	133	2.4%
51年6月30日	236	73	30.9	5,555	146	2.6
52年4月 1日	231	77	33.3	5,468	151	2.8
53年6月 1日	208	87	41.8	4,826	171	3.5
54年1月20日	214	87	40.7	4,946	175	3.5

(総理府調べ)

表3 婦人委員が増加した審議会と婦人委員名

(53.6.1以降 54.4.23現在)

省庁名	審議会名	婦人委員名
総理府	雇用審議会 売春対策審議会 動物保護審議会 沖縄振興開発審議会	川原千寿子 田村 喜代 井上 繁子 小山 教 大須 秀子
法務省	民事行政審議会	岩崎須賀子 五代利矢子 東浦 めい 渡辺 道子
大蔵省	専売事業審議会	高原須美子
厚生省	身体障害者福祉審議会	小島 春子
農水省	農業機械化審議会 農林水産統計観測審議会	矢口 光子 矢口 光子
通産省	輸出検査及びデザイン奨励審議会	金森 房子
運輸省	海上安全船員教育審議会	木元 教子
文部省	教育職員養成審議会	福島 好江
建設省	建築審議会	木下 雪江

表4 法律に基づく審議会等委員への
婦人の参加状況

(都道府県段階)

名 称	女子の比率
都道府県環境衛生適正化審議会	14.7%
都道府県児童福祉審議会	19.4
都道府県優生保護審査会	11.1
地方家内労働審議会	18.7
民生委員審査会	17.8
保健所運営協議会	11.2

(昭和54年4月1日現在)

(注) 労働省婦人少年局で調べたもののうち、婦人が全国計で委員総数の10%以上を占めているもの

表5 地方自治法180条に基づく
委員会委員への婦人の参加状況

名 称	女子の比率
教育委員会	10.5%
選挙管理委員会	7.4
人事委員会	1.2
監査委員会	0.8

(昭和54年4月1日現在)

(注) 労働省婦人少年局で調べたもののうち全国で婦人が一人でも参加しているもの

表6 法律に基づいて配置されている委員、相談員への婦人の登用状況

名 称	女子の比率	備 考
民 事 調 停 委 員	12.3%	昭和53年10月1日現在 最高裁調
家 事 調 停 委 員	38.8	" "
参 与 員	34.2	昭和54年2月1日現在 "
人 権 擁 護 委 員	11.5	昭和54年2月28日現在 法務省調
保 護 司	18.5	昭和54年1月1日現在 "
社 会 教 育 委 員※	13.1	昭和54年4月1日現在労働省婦人少年局調
婦 人 相 談 員	90.6	" "
民生委員(兼児童委員)	36.7	" "
母 子 相 談 員	97.6	" "

- (注) 1. ※は都道府県段階に配置されているもの
2. 婦人が委員総数の10%以上を占めているもの

表7 国・公立学校・幼稚園の教員数及び校長・教頭への婦人の登用状況

		小 学 校	中 学 校	高 校	幼 稚 園
教員 総数	計	443,147人	240,816人	181,681人	26,464人
	男 子	193,507	165,794	153,711	429
	女 子	249,640	75,022	27,970	26,035
	女子の比率	56.3%	31.2%	15.4%	98.4%
校 長	計	22,965人	9,493人	3,556人	1,389人
	男 子	22,556	9,482	3,549	310
	女 子	409	11	7	1,079
	女子の比率	1.8%	0.1%	0.2%	77.7%
教 頭	計	23,545人	10,386人	5,067人	656人
	男 子	22,811	10,344	5,052	12
	女 子	734	42	15	644
	女子の比率	3.1%	0.4%	0.3%	98.2%
教 諭	計	365,887人	209,519人	166,896人	22,817人
	男 子	144,124	144,640	143,613	103
	女 子	221,763	64,879	23,283	22,714
	女子の比率	60.6%	31.0%	13.4%	99.5%

(昭和53年5月1日現在)

昭和53年度文部省「学校基本調査」

表8 国公立大学、短大の教員数及び学長、副学長
への婦人の登用状況

		大 学	短 大
学 校 数		120	83
教員総数	計	51,106人	2,437人
	男 子	48,246	1,736
	女 子	2,860	701
	女子の比率	5.6%	28.8%
学 長	計	120人	43人
	男 子	120	42
	女 子	0	0
	女子の比率	0%	0%
副学長	計	27人	1人
	男 子	27	1
	女 子	0	0
	女子の比率	0%	0%
教 員	計	50,959人	2,393人
	男 子	48,099	1,694
	女 子	2,860	701
	女子の比率	5.9%	29.3%

(昭和53年5月1日現在)

昭和53年度文部省「学校基本調査」

表9 国家公務員試験区分別採用等の状況

試験年度	昭和50年度			昭和52年度			昭和53年度		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
上級	37,825	36,000	1,825(4.8)	48,514	46,012	2,502(5.2)	55,972	53,210	2,762(4.9)
級合格者	1,206	1,172	34(2.8)	1,206	1,156	40(3.3)	1,311	1,268	43(3.3)
採用者	580	567	13(2.2)	590	570	20(3.6)	649	625	24(3.7)
上級	3,389	3,027	362(10.7)	5,088	4,693	395(7.8)	4,976	4,586	390(7.8)
級合格者	101	94	7(6.9)	78	76	2(2.6)	90	79	11(12.2)
採用者	53	50	3(5.7)	44	43	1(2.3)	49	44	5(10.2)
中級	47,016	37,538	9,478(20.1)	85,480	68,933	16,547(19.4)	98,594	80,711	17,883(18.1)
級合格者	1,622	1,410	212(13.1)	1,939	1,673	266(13.7)	2,783	2,434	349(12.5)
採用者	869	776	93(10.7)	917	796	121(13.2)	(集計中)	(集計中)	(集計中)
初級	147,493	83,798	63,695(43.1)	157,694	95,554	62,140(39.4)	175,383	109,429	65,954(37.6)
級合格者	17,872	12,297	5,575(31.1)	16,583	12,085	4,498(27.1)	17,267	12,312	4,955(28.7)
採用者	6,675	4,956	1,719(25.8)	8,799	6,980	1,819(20.7)	(集計中)	(集計中)	(集計中)

注) 1. () の数字は計に対する女子の百分比

2. 採用者については、上級(甲、乙)は翌年度の4月1日現在、中級は、50年度—52年10月31日現在、52年度—53年10月31日現在、初級は50年度—51年10月31日現在、52年度—53年12月23日現在の状況である。

3. 外務上級女子の採用者数 52年度2、53年度3

4. 昭和53年度上級(甲)女子採用者数(省庁別)

人事院1、行政管理庁1、環境庁1、法務省4、文部省3、厚生省2、農林水産省3、通産省1、特許庁2、労働省4、建設省1、工業技術院1

表10 国家公務員採用試験区分中女子の受験を制限している職種

(一般職)

職 種	程 度	省 庁	備 考
国 税 専 門 官	上 級 乙	国 税 庁	55年度より解除
国家公務員初級税務	"	国 税 庁	
国家公務員初級郵政事務B	初 級	郵 政 省	
皇 宮 護 衛 官	"	警察庁(皇宮警)	
入 国 警 備 官	"	法 務 省	
刑 務 官	"	"	

(特別職)

職 種	省 庁	備 考
防 衛 大 学 校 学 生	防 衛 庁	4 年
防 衛 医 科 大 学 校 学 生	"	6 年

(注) 54年度より女子の受験が認められた職種

職 種	程 度	省 庁	備 考
航 空 官 制 官	中 級	運 輸 省	2 年
航空保安大学校学生	初 級	"	
海上保安大学校学生	"	" (海上保安庁)	4 年
海上保安学校学生	"	" (")	1 年
気 象 大 学 校 学 生	"	" (気象庁)	4 年

(総理府調べ)

◎ 女子公務員の採用、登用及び職域拡大等の事例

① 佐藤欣子氏総理府参事官に

法務省、法務総合研究所の研究官で検事の佐藤欣子氏は、53年11月1日付で総理府青少年対策本部参事官に任命された。

③ 国連開発計画(UNDP)情報担当官、国連人口基金(UNFPA)駐在代表に女性登用

53年11月1日付で国連本部に勤務していた真島明子さん(28才)が、国連開発計画バングラデシュ地域事務所プログラム・オフィサーとして派遣され開発計画に取りくんでいる。日本女性が同計画関係のオフィサーとして同地に派遣されたのは初めてである。

また、鹿野和子さん(39才)は、54年3月1日、国連人口基金のマレーシア駐在代表に就任し、アジア人女性と

しては初めて、人口増加の激しいアジアの国マレーシアで、人口問題に取り組んでいる。

③ 厚生省統計情報部に女性課長誕生

53年12月1日付で、厚生省統計情報部情報企画課長に横尾和子さん（37才）が任命された。

厚生省では、これまで看護課長など技官の課長には女性も登用されていたが、行政職（上級）では長尾年金課長に次ぎ2人目である。

④ 産業医学総合研究所と気象研究所に女性部長誕生

53年12月16日付で、産業医学総合研究所、職業病研究部長に、奥貴美子氏（51才）が任命された。奥さんは、同部主任研究官として活躍していた。

また、気象研究所では、54年4月1日付で、同研究所第二研究室長猿橋勝子氏（59才）が、地球化学研究部長に任命された。

これらの研究所において、女性が部長になったのは初めてである。

⑤ 航空管制官、海上保安官など女子の受験制限を解除

国家公務員採用試験で女子の受験を制限していた11職種のうち、運輸省関係の5職種（航空保安大学校学生、海上保安大学校学生、海上保安学校学生、気象大学校学生、航空管制官採用試験）について、54年度から男子と同等に女子の受験が認められることとなった。

航空管制官や海上保安官などは、深

夜就業が避けられないため、女子の深夜就業を禁止している人事院規則に抵触し、これまでは男子に限定されていたが、「女子の公務員の採用、登用及び職域の拡大並びに研修・訓練の機会の積極的活用による能力開発」の見地から見直しが行われたものである。

また、これに伴い人事規則の改正が行われ、これらの職種については、深夜就業の禁止が除外された。

残る6職種についても関係各省庁で検討がなされており、警察庁は、皇宮護衛官採用試験を55年度から女子にも開放することとしている。

⑥ 防衛庁、女性歯科医官3人を初採用

防衛庁は6月5日付で女性歯科医3人を制服自衛官として初採用した。3人は江田島の海上自衛隊幹部候補生学校に配属、1カ月間幹部自衛官の基礎課程教育を受けたあと、山口県の海上自衛隊小月航空隊で歯科医官として正式にスタートする。

「医師不足」は同庁にとって長年の悩みのタネ。このため現在陸、海、空3自衛隊に配属されている婦人自衛官とは別枠で、これまで男性ばかりで固めてきた医官、歯科医官のなかに女性を進出させることになった。

⑦ 婦人の方針決定参加状況調査結果の概要

総理府婦人問題担当室では、国内行動計画前半期の重点目標の一つである政府行政への婦人の参画の拡大、公共・民間部門の運営方針決定の場への婦人の参加を促進する特別活動の推進の一環として、

昭和54年1月1日現在、上場会社及び特殊法人において、運営方針等の決定の場に参加していると思われる課長職相当以上の役職についている婦人の実情を調査した。その概要は次のとおりである。

結果の概要

〔総括〕

上場会社及び特殊法人の婦人の方針決定参加者数は996人であり、全方針決定参加者数361,612人の0.3%である。

女子の従業者数は1,159,132人で全従業者数4,971,323人の23.3%を占めているにもかかわらず、方針決定者数は1%にも満たない。また、婦人の方針決定参加者が1人もいない上場会社は1,257(90.0%)もあり、特殊法人は83(82.2%)もある。

婦人の方針決定参加者は課長職相当が662人で最も多く、次いでその他(主任研究員、総婦長等)246人、部長職相当72人、役員が16人となっている。婦人の課長職相当は年齢的には、50～54才が392人で最も多く、勤続年数では35～39年が247人で最も多い。

〔上場会社〕

① 上場会社数

東京、大阪、名古屋の各証券取引所に上場する資本金5億円以上の全会社(1,653)のうち調査票を回収した上場会社(1,396)を産業大分類別にみると、建設業115、製造業897、卸売・小売業122、金融・保険業93、運輸・通信業80、その他の産業51、サービス業38である。

② 従業者数

上場会社の全従業者数は4,077,624人、うち婦人は1,042,908人であり、その比率は25.6%である。これを産業大分類別でみると、最も比率の高いのはサービス業の87.8%であり、次いで、卸売・小売業が45.9%、金融・保険業が43.7%で、この3産業が他の産業を大きく引きはなして婦人の多くいる職場となっている。

③ 婦人の方針決定参加者数

上場会社の全方針決定参加者数は、308,577人で、うち婦人は380人でその比率は0.1%である。

④ 産業大分類別では、サービス業が0.5%で最も高く、次いで卸売・小売業0.3%、金融・保険業は0.2%であり、他の産業はいずれも0.0%である。

また、婦人の方針決定参加者数を婦人従業者数との関係でみると、婦人従業者の多い産業には婦人の方針決定参加者もみられるが、いずれも1%にも満たない数である。

⑤ 役職名別では課長職相当が、294人で最も多く77.4%を占め、次いでその他(主任研究員、総婦長等)49人で12.9%、部長職相当21人で5.5%、役員16人で4.2%となっている。

⑥ 所属部門別では、本社で198人(52.1%)、支社が109人(28.7%)と多く、研究所19、工場18、その他16、事業所15、営業所5となっている。

〔特殊法人〕

① 特殊法人数

全特殊法人（１１１）のうち調査票を回収した特殊法人（１０１）を産業大分類別にみると、サービス業が４９、金融・保険業が２２、その他の産業１１、運輸・通信業９、製造業５、建設業４、卸売・小売業が１である。

② 従業者数

特殊法人の全従業者数は８９３，６９９人で、うち婦人は１１６，２２４人であり、その比率は１３．０％である。これを産業大分類でみると、最も高いのが金融・保険業の３７．２％であり、次いで卸売・小売業、サービス業が各々２６．１％、建設業が１２．３％、運輸・通信業が１１．５％、製造業が９．１％、その他産業が８．６％となっている。

③ 婦人方針決定参加者数

特殊法人の全方針決定参加者数は５３，０３５人、うち婦人は６１６人でその比率は１．２％であり、上場会社の０．１％よりは多い。

④ 産業大分類別では、運輸・通信業が１．４％で最も高く、次いでサービス業の１．０％、製造業、金融・保険業が各々０．２％で、他の産業には婦人の方針決定参加者はいない。

⑤ 役職名別では、課長職相当が３６８人で最も多く５９．７％を占め、次いでその他（主任研究員、総婦長等）１９７人で３２．０％、部長職相当が５１人で８．３％になっている。

⑥ 所属部門別では、事業所が３４４人（５５．８％）、その他が１３４人

（２１．８％）、支社が８２人

（１３．８％）、本社５１人（８．３％）、研究所５人（０．８％）となっている。

※ 方針決定参加者とは、運営方針等の決定の場に参加することのできる課長職相当以上の役職についている者をいう。

② 雇用における男女平等の推進

① 労働基準法研究会報告の概要

昭和５３年１１月２０日、労働大臣の私的諮問機関である労働基準法研究会から女子関係の報告が出された。これについては婦人少年問題審議会、中央労働基準審議会に報告され、婦人少年問題審議会において本報告を勧案しつつ、勤労婦人福祉対策基本方針策定のための審議が行われているところであるが、その概要は次のとおりである。

〔報告の概要〕

労働基準法制定後約３０年が経過した。この間、産業構造の近代化、労働条件の向上、生活様式の変化等女子労働をとりまく諸条件は大きく変化し、今や女子労働者は全雇用者の３分の１（その６割は既婚者）を占めるに至り、就業分野も次第に拡大しつつある。

しかしながら、職場においては未だに男女平等が確保されているとはいえない難く、男女平等の実現はわが国はもちろん国際的にも重要課題となってきた。

これらの状況を踏まえつつ、現行労働基準法の女子に関する規定の問題点とその方向を検討し、以下のような結論を得た。

1. 基本的考え方

男女平等と職業選択の自由は憲法によって保障された基本的人権であり、就業の分野においても男女の機会均等と待遇の平等が確保されなければならない。このためには、新しい立法その他各種の方策が必要である。

現在、法制上には各種の特別措置がある。これらの特別措置が設けられた理由としては、①母性機能等男女間には生理的諸機能において相違のあること、②現実の問題として、女子は家事、育児を初めとする家庭における仕事の負担が大きい点などを考慮したことが考えられる。労働基準法制定当初は、当時の社会の諸条件を勘案して合理的理由があると考えられていた特別措置も、その後の労働時間の短縮等労働条件の向上、労働安全衛生法の制定等法規制の強化、科学技術の進歩による作業態様の変化、女子の能力の向上、生活様式の変化等により現在では合理的理由がなくなったと考えられるものもあり、その改善が求められている。特に、女子が従来いわゆる女子向き職種に限らず、能力、個性に応じて幅広い職業分野に進出してきている今日、合理的理由のなくなった特別措置を存続することは、女子の保護というよりは、かえって女子の職業選択の幅を狭め、それ自体差別となる可能性もある。

男女平等を徹底させるためには、できるだけ男女が同じ基盤にたつて就業しうることが必要である。したがって、女子に対する特別措置は、

母性機能等男女の生理的諸機能の差から規制が最小限必要とされるものに限ることとし、それ以外の特別措置については基本的には解消を図るべきである。女子本来の特質である妊娠、出産に係る母性保護については、女子自身の健康と福祉だけでなく、次代を担う国民の健全な育成という観点からも重要であり、特に最近既婚女子労働者の増加等によりその充実が必要となっている。

なお、現行の特別措置を解消するに当たっては、これらの措置はそれなりの歴史的背景をもっているため、その方法については慎重に検討する必要がある。

2. 男女平等

労働基準法に規定のある賃金以外の事項に関する性別による差別的取扱い、裁判による民事上の救済あるいは一般的な行政指導による是正によるはかなく、これらの差別的取扱いを解消していくには、明文をもって男女差別を禁止し、迅速かつ妥当な解決を図りうる行政上の救済が必要である。

男女平等規定を設けるためには、男女の実質的平等について国民的合意を得る必要があるとともに、保護規定については合理的理由のないものは解消し、母性機能等男女の生理的諸機能の差等から規制が最小限必要とされるものに限るべきである。

男女平等を確保する具体的制度としては、次の条件を備えることが望ましい。

- 募集、採用から定年、解雇に至るまで雇用の機会と待遇の全般にわたって規制しうるものであること。
- 労使の自主的解決を促すなど弾力的方法により、救済が図られるものであること。
- 行政機関の是正命令などの措置が設けられているものであること。
- 男女平等についての啓発指導が積極的にすすめられるものであること。

上記の諸点を考慮すれば、男女平等を確保するためには、男女平等のガイドラインを策定するとともに新たな立法を行い、雇用の機会と待遇の全般にわたる性差別を禁止することが必要である。あわせて、指導、あっせん、勧告、是正命令等の根拠規定を設け、行政機関がこれらの措置を積極的に活用して、労使の自主的解決を促しつつ、最終的には命令によって是正を確保しうるようにすべきである。

ガイドラインについては、男女平等問題は複雑であり、広範な分野にわたるため、専門家から成る機関の意見に基づいて策定されなければならない。

なお、これらの具体的制度を労働基準法の改正により行うことは、その趣旨に鑑み適切でない。

3. 一般女子の保護

- (i) 長時間労働は男女にかかわらず好ましいものではなく、時間外労働は必要最小限にとどめるべきであり、時間外労働の規制については男子を含めての総合的検討が必要であろう。

女子の時間外労働については、一

般的な労働時間の短縮、家事、育児の負担の軽減により、特別の配慮を行う必要性は少なくなっている。

深夜業も男女双方に影響が大きい。が、科学技術的理由から連続操業をせざるを得ない場合や人びとの健康及び安全の確保等のために必要な場合には、男女とも社会を支える一員として深夜業に従事せざるを得ないというべきである。

現実の問題としては、女子の時間外労働及び深夜業の規制が女子の就業機会を制限するということがある。したがって、女子が職場において能力を有効に発揮するとともに男子と同じ基盤にたつて就業し、平等の雇用機会を得るためには、基本的な方向としては、女子の時間外労働及び深夜業の規制は男子と同様とすべきである。

しかし、軽減されたとはいえまだ女子の方に家事、育児の負担がかかる場合が多いことなど女子が現在社会的に置かれている状況をも考慮すれば、当面女子について必要最小限の規制の特例を設けることはやむを得ないものとする。

- (2) 危険有害業務に関する規制は原則的に男女同一にすべきであり、女子の就業制限は母性機能等男女の生理的諸機能の差から規制が必要とされるものに限るべきである。

現行の危険有害業務の就業制限は、労働態様の変化、安全衛生に関する法規制の強化、女子の能力向上と就

業分野の拡大などに伴って現実合致しない面がでてきており、早急に具体的業務について検討を行うべきである。

- (3) 生理休暇制度には医学的根拠がなく、雇用機会と待遇を男女平等に確保するという観点からも本来廃止すべきものであるが、この問題は30年間の実情に鑑み、生理と就業の関係について関係者の十分な理解を得つつ解決すべきものとする。

- (4) 育児休業については、労働基準法に規定するのが妥当であるか否かは別にして、育児休業請求権のあり方を検討すべきである。

4. 母性保護

- (1) 産前休業については、現行の期間を変更すべき積極的根拠は見当たらないが、多胎妊娠については10週間をめやすに産前休業期間を別に規定する必要がある。

- (2) 産後休業については、母体の客観的回復過程及び現実の産後休業取得状況からみると、現行の期間は必ずしも十分ではないと考えられるので、産褥期間が6～8週間とされていることを考慮し、産後の休業期間は原則として8週間とする方向で検討すべきである。

- (3) 母性の健康管理のためには、定期検診により医師の指導を受けることが重要であり、母子保健法に定める定期検診のための時間は最低基準として労働基準法において確保すべきものとする。

- (4) 妊産婦の時間外労働、深夜業及び危険有害業務の規制については、現行法のように一般女子と同じに取扱うのは妥当ではなく、妊娠中及び産後の一定期間は時間外労働及び深夜業の禁止を図るとともに、妊産婦の危険有害業務についても規定の整備を図っていくべきである。

② 日産自動車(株) 男女差別定年制に関する判決について

昭和54年3月12日東京高等裁判所から、日産自動車(株)の男女差別定年制につき判決が出されたが、その判旨は下記のとおりである。

1. 事実の概要

日産自動車(株)は、就業規則により、男子55歳、女子50歳の定年制を定めており、^(注)この適用を受けて退職通告を受けた原告が訴訟を提起した。

2. 判 旨

- (1) 定年制における男女差別と公序良俗

- ① 憲法14条(法の下における平等)の趣旨を受けた民法1条の2により、性による不合理な差別を禁止するという男女平等の原理は、全ての法律関係を通じた基本原理とされており、この原理が民法90条の公序良俗の内容をなすことは明らかである。

- ② 夫婦の役割分担とこれに関連する女性の職業活動の是非は、直接的には当該夫婦を中心とする家庭の問題であり、また社会の基礎単位をなす家庭生活の安定と次代の

社会の構成員の健全な育成に関心をもつ社会全体の問題であるが、提供される労働力を利用するだけの立場にある企業としては、右の問題につきいずれかの見解に立つて規制する立場にはなく、この問題については社会の実情にそった国民一般の良識に従うべきものと考えられる。

- ③ 婦人労働の実情、社会一般の認識からみると、婦人は家庭に帰るべきものとする考え方の下にその職業活動につき社会的規制を加えることは、わが国の実情に適さず、基本的には、男女とも同じ職業人として合理的な競争条件の下に平等に取り扱うことが要請されている。
- ④ 男女平等は基本的な社会秩序をなしていること、定年制は労働者に職業生活の中断を強いるものであること等から考えると、定年制における男女差別は、企業経営上の観点から合理性が認められない場合、あるいは合理性がないとはいえないが社会的見地において到底許容しうるものでないときは、公序良俗に反し無効である。
- ⑤ 労働基準法の子女保護規定のうち例えば産前産後休業などの母性保護規定は、健全な次代の社会の構成員を産み出すという社会の要請に基づくものであって、このような規定を理由に女子を差別することは法の趣旨に反する。

(2) 定年制の合理性の有無

(被告会社の男女従業員数、女子従業員の担当職種及びその男子との比較、女子従業員の担当職務に対する評価、男女従業員の勤続年数、高齢女子労働者の労働能力、賃金体系、女子従業員の場合の賃金と労働のアンバランスの有無及び定年制の一般的現状の各事項について検討)

- ① 男女間に生理的機能の差異があっても、少なくとも60歳前後までは、男女とも通常の職務であれば、今日の企業経営上要求される職務遂行能力に欠けることはないと認められる。
- ② 定年制の一般的実情をみると男女別定年制は少数である。
- ③ 女子は夫の生活扶助者で家庭内で就業する地位にあるというのは社会の実情に合致せず、国民一般の認識とも相異なる。(1)の③)
- ④ 女子を定年年齢において差別しても女子従業員を雇うのに困らないという事情はあるが、これは労働力の需給の不均衡から企業側の買手市場になっているからであり、この経済的優位に乗じて女子を差別することは、企業経営の本来の筋道からはずれている。

等の理由から、

「本件の定年制は、労働力の需給の不均衡に乗じて女子労働者の生活に深刻な影響のある定年年齢について理由もなく差別するもので、企業経営上の観点からの合理性は認めら

れず、また社会的な妥当性を著しく欠くものであるから、法秩序の基本である男女の平等に背反するものであり、公序良俗に違反するものといわなければならない。」

② 昭和48年4月1日、日産自動車株式会社は定年を男60才、女55才に延長した。このため原告は55才以降の未払賃金も請求していたが、本判決によりそれも認められた。

なお、日産自動車株式会社では、女子の定年年齢を5才引上げて男子と同じ60才に改訂し、54年4月1日から実施するよう就業規則を改正することとなった。

③ 若年定年制、結婚退職制等改善状況について

1. 昭和53年度における改善状況

労働省では、若年定年制、結婚退職制等男女差別的定年制、退職制を解消するため、52年6月、「若年定年制、結婚退職制等改善年次計画」を策定して、その推進を図っているところであるが、53年度は、52年度には掘出したそれら制度を有する企業のうち、女子の定年年齢が40才未満の男女別定年制又は結婚・妊娠・出産退職制等のある企業を重点に改善説明会の開催、改善勧告文の交付を行うとともに、必要に応じて企業を訪問して個別指導を実施した。

その結果、かなりの企業において、それら制度が解消されるとともに、直ちに解消することが困難な企業にあつても定年年齢の引上げ、改善計画の策

定などが行われた。

(1) 53年度における重点指導対象企業数	17,100
イ 52年度実績は掘企業数	14,600
ロ 53年度新規は掘企業数	2,400
(2) 53年度における改善企業数	
イ 差別的制度を廃止した企業数	6,300
ロ 男女差別は残っているが、女子の定年年齢を55才以上に改善した企業数	100
ハ 女子の定年年齢は55才未満であるが、何らかの引上げを行った企業数	200
ニ 改善計画を作成した企業数	300

2. 昭和54年度における行政指導の重点実施事項

53年度に引続き、男女別定年制のうち、女子の定年年齢が40才未満のもの及び結婚・妊娠・出産退職制等のある企業に対し、個別指導に重点をおいて指導し、これらの制度の解消を図る。

54年度当初における重点指導対象企業数	10,700
このうち、女子の定年年齢が40才未満の企業数	600
結婚退職制等のある企業数	500

(3) 寡婦等の就業援助対策の拡充

労働省では、寡婦等の就業援助を図るため、従来から種々の施策を実施してきたが、54年度においても、就業に伴う広範な相談、指導の強化を図るとともに、職業訓練の充実を図る等、寡婦等の就業援助対策をさらに強化している。主な内容は次のとおりである。

- イ 婦人就業援助センターにおいて、就業に関する広範な相談及び指導を行うとともに就業に必要な技術講習を実施しており、寡婦等が技術講習を受講する場合には、交通費及び受講諸費を支給している→(最高月額1,470円)。
- ロ 寡婦等に対する職業相談、指導体制を充実させるため、公共職業安定所に設置している寡婦等職業相談員を増置する→

(30人→60人)。

- ハ 公共職業安定所の指示により、公共職業訓練及び職場適応訓練を受講する寡婦等に対し訓練手当を支給している→(平均月額8,1580円)。
- ニ 寡婦等を公共職業安定所の紹介により継続して雇い入れる事業主に対し支給している特定求職者雇用奨励金を増額する。(月額14,000円)。
- ホ 寡婦等に対し、委託を受けて職場適応訓練を実施する事業主に対して支給する職場適応訓練費を増額する(月額13,000円)。
- ヘ 寡婦等の就業援助の諸制度の周知と、雇用促進についての社会一般の気運の醸成を図るため、啓発活動を実施することとしている。

Ⅱ 国 内 ニ ュ ー ス

(1) 第3回日本婦人問題会議の開催

国際婦人年の目標を達成するために策定された「国内行動計画」の趣旨に沿って、個人、団体等における婦人問題に関する調査、研究、実践等の自発的活動を促すことを目的として、昭和53年11月2日、サンケイ会館において、第3回日本婦人問題会議を開催した。

会議は、「男女平等と社会慣習—婦人の活動分野をひろげるために—」をテーマに、活動事例の発表と全体討論で構成され、

600名を超える出席者が活発な討論と問題提起を行った。

活動事例の内容と発表者は、(1)有職主婦

と専業主婦の協力をめざして二月会(徳島)、(2)“学習する”から“歩きだす”主婦へ—老後問題にとりくんで—老後をしあわせにする会(長野)、(3)男女の自立を促進するために、日本有職婦人クラブ大阪クラブ(大阪)であった。また、全体討論の講師は、ニュースキャスター有馬真喜子、作家澤地久枝、慶応義塾大学教授白井厚、東京農工大学教授千野陽一の各氏、インタビュアーは、小玉美意子氏であった。

(2) 松野友町長9選

任期満了に伴う岐阜県本巣郡穂積町町長

選（53年11月26日）は松野友氏が女性首長では全国初の9選を果たした。

9選は、全国の首長（町、村長）では3人目であるが、女性の2選以上は松野氏だけである。

また、全国で女性首長は、福島県東白川郡棚倉町町長藤田清寿恵氏と松野町長の2人である。

(3) 第17回技能五輪全国大会配管部門で初の女性優勝者誕生

本年9月、アイルランドで開催される第25回技能五輪国際大会（技能オリンピック）へ派遣する日本代表選手の選抜大会である第17回技能五輪全国大会が、4月11・12日の2日間、千葉市の中央技能開発センターほか6会場で開催された。

本大会には、25職種、539名の選手が参加したが、配管部門において参加18名中、ただ一人の女性参加者、岩間三千代さん（満20才、静岡市出身）が、金メダルを獲得した。

技能五輪では、洋裁部門以外で女性が1位になったのは初めてである。

(4) 第31回婦人週間の実施

本年は、1980年国連婦人の十年期史の年を来年にひかえ、国内行動計画の地域への浸透を図るため、一層、啓発活動の推進を図る時期であり、「男女の平等と婦人の社会参加をすすめる」をテーマに、第31回婦人週間（4月10日～16日）を実施した。

特に、婦人があらゆる分野における政策や方針の決定の場に参加し、活動し得るよ

う、婦人自身の自覚を高めるとともに、社会一般の理解を深めることを目的として、「婦人の活動分野をひろげる」を運動の重点に、講演会、討論会、講座等の開催、特別相談期間の設定、資料の作成等広報活動等を集中的に行った。

(5) 大手百貨店に女性重役誕生

大手百貨店の高島屋は、石原一子東京支店次長を取締役に登用し、5月24日の定時株主総会で、広報室の新設を決めるとともに、石原さんを企画・宣伝を担当する初代広報室長に任命した。石原さんは、昭和27年入社、東京支店の婦人靴売り場を振り出しに販売の第一線で活躍し、50年からは東京支店次長として宣伝・企画・顧客サービスなどを担当していた。

また、西武百貨店も、5月26日の株式総会で、元婦人公論編集長の三枝佐枝子氏を監査役に登用した。三枝さんは、48年から商品科学研究所の所長として、商品を実際に使う主婦の立場から、独特の商品試験法を開発するなど活躍中であった。

(6) 新聞社に女性部長誕生

読売新聞社は、4月1日付けで、婦人部記者歴28年の金森トシエ氏（53才）を婦人部長に登用した。女性が部長職に就いたのは、読売・朝日・毎日等の全国紙では初めて。

(7) 日本女性学会が発足

日本における女性学の確立と女性の社会的地位の向上をめざして、さまざまな分野で活躍する女性研究者による日本女性学会が、6月18日発足した。発起人として、

青山学院大助教授・瀧美育子、津田塾大教授・片倉もとこ、東大講師・松原純子、南カリフォルニア大助教授・水田宗子さんら15人があがっている。

女性学とは、人間としての女性尊重の立場から、学際的に女性及び関連する諸問題を研究する学問であると、同学会は定義している。この分野は、1970年頃からアメリカで注目されはじめたが、わが国でも昨年夏、国立婦人教育会館で初の国際女性学会東京会議が開かれ、内外研究者の研究発表や討論が行われたところである。

(8) 都道府県における婦人問題への取り組み状況

54年5月現在、婦人少年局が各婦人少

年室を通じては握した都道府県における婦人問題の取り組み状況を見ると、婦人問題に関する施策の担当窓口は、全都道府県において主管部課が明確にされており、県庁内及び関係行政機関等の行政連絡会議は39都道府県、民間有識者等による諮問機関等は30都道府県において設置され、残る県についても必要に応じて設置が検討されている。

また、都道府県版行動計画の策定状況については、北海道、東京都に続いて、山形県、山口県で策定され、神奈川県、愛知県、佐賀県等においては、県の長期計画等の中に盛り込まれたところである。

Ⅲ 国 際 ニ ュ ー ス

(1) 第20回ユネスコ総会の政府代表として綾田暉子氏

1978年10月24日からパリで開かれた第20回ユネスコ総会に政府代表(5人)として、綾田暉子国立婦人教育会館長が出席した。

わが国のユネスコ総会代表メンバーに女性加わったのは、1961年の第12回総会での坂西志保氏以来16年ぶりのことである。

(2) 婦人と労使関係についての国際シンポジウムの開催

ILO国際労働問題研究所主催の「婦人と労使関係についての国際シンポジウム」が、

1978年9月12日から15日、オーストリア政府後援の下にウィーンにおいて開催された。参加者は、オーストリアをはじめ先進工業諸国の労使関係及び婦人労働問題の専門家約50名で、我が国からは、森山婦人少年局長が出席した。

シンポジウムの主な議題として、労使関係機構の中での婦人の参加問題、婦人の状況を改善するための労使関係のあり方等が討議された。

(3) OECD「婦人の機会均等政策に関する報告書」の採択

1978年11月29日から12月1日まで、パリで開催されたOECD第49回

労働力社会問題委員会において、「婦人の機会均等政策に関する報告書」が採択された。我が国からは、平賀国際労働課長が出席した。

この報告書は、74年以来、「経済における婦人の役割作業部会」が検討を行ってきたものであり、日本を含む各国からのカントリー・レポートが分析されている。報告書は、全6章からなり、第1章は、労働市場における女子の占める地位の変化を具体的数字をあげて分析しており、第2章以下では、教育訓練の分野における問題、給与と雇用面での男女差別問題、労働時間等の問題、働く母親による保育の問題、社会保障問題について検討が行われ、施策の方向についての問題提起等がなされている。

(4) サンフランシスコとシカゴに初の女性市長誕生

1978年12月4日、サンフランシスコに初の女性市長が誕生した。市評議会議長のダイアン・ファインスタイン女史(45才)で、不慮の死を遂げた前市長の後任として、79年11月の改選まで職務に就く。

また、米国第2の都市シカゴでも、1979年4月3日、初の女性市長が誕生した。民主党のジェーン・バーン女史(44才)で、共和党の男性対立候補に大差で圧勝した。公選市長としては、バーンさんがはじめてである。

(5) 第33回国連総会の開催

第33回国連総会は、1978年9月19日からニューヨーク本部において開催され、政府代表(5人)として高橋展子氏(前

ILO事務局長補)と緒方貞子氏(国連特命全権公使)が出席した。緒方代表は特別政治委員会へ、高橋代表は人権、社会、婦人問題を討議する第3委員会の審議に参加した。

なお、国連婦人の十年をはじめ、婦人関連問題が審議された第3委員会の主要議題は次のとおりである。

(国連第33回総会第3委員会主要議題)

イ 青年に関する施策

○国際青年の年、○青年組織と国連の交流、○青年の体育、スポーツ交流

ロ 人種差別問題

ハ 社会開発問題

ニ 国連婦人の十年

○教育における婦人の地位、○1980年世界会議のサブ・テーマ、○報告手続、○国際婦人調査訓練研修所、○婦人の十年基金、○世界会議の準備体制、○世界会議開催地

ホ 人権問題に関する経済社会理事会報告へ 人権規約批准状況

ト 婦人差別撤廃条約案

○婦人の地位委員会が作成した条約案の逐条審議

(6) 日米労働省会議の開催

日米両国に共通な労働問題を話し合う日米労働省会議が、54年1月16日から19日(金)まで東京において開催された。我が国からは栗原労働大臣をはじめ、森山婦人少年局長を含む労働省幹部、また、アメリカからは、ブラウン労働次官をはじめ、ビンガム安全衛生局長等女性幹部3名を含む労働省幹部(15名)が参加し、雇用訓

練、安全衛生、国際労働の3分科会に分かれ両国に共通する諸問題について話し合いを行うとともに、それぞれの行政の実情について認識を深めた。

雇用訓練分科会では、森山婦人少年局長が我が国の婦人労働の現状について述べるとともに、アメリカにおける雇用機会平等の現状について質疑を行うなど日米の婦人雇用について情報交換を行った。今後、婦人の雇用問題についても両国間において協議を続けることとなった。

なお、一行の労働省安全衛生局長のユーラ・ビンガム女史、同局政策開発課長スー・ネルソン女史、雇用訓練局地域若年雇用計画課長ハリエット・ミッチェル女史の3名の女性幹部は、労働省で記者会見を行ったが、ビンガム女史は、「カーター政権以後政府の要職に就く女性の数が飛躍的に増えているので、特に女性であることを意識することはない」と述べていた。

(7) 昭和53年度婦人関係行政セミナーの開催

53年度婦人関係行政セミナーが、54年2月8日(木)から3月12日(月)まで東京及び広島で開催された。本セミナーは海外技術援助計画の一環として、アジア・中近東地域の発展途上諸国の政府機関等において、婦人関係行政を担当する者に対して、我が国婦人関係行政の現状を紹介し、婦人問題に関する研究を行うことにより、これら諸国の婦人関係行政の発展に寄与することを目的として開催されるものであり、本年はその第10回目にあたる。

本年度は、バングラディッシュ、インドネ

シア、イラン、タイ等10カ国10名の婦人関係行政担当者が参加し、我が国における婦人問題の実情と対策、婦人関係行政機関・施設・事業所等の説明及び見学、参加者提出のレポートに基づく発表と討論による比較研究等が行われた。

なお、53年度までの参加国は31カ国(通算)、研修生は100名を数えている。

(8) イギリスに初の女性首相誕生

1979年5月3日、英国総選挙の結果、サッチャー党首の率いる保守党が、キャロハン党首の労働党を破って、4年半ぶりに政権を奪回した。

これにより、イギリスはもとより、西欧先進国初の女性首相が誕生した。

サッチャー女史(53才)は、70年ヒース政権の下で教育相を努め、75年2月に女性として、初の保守党党首に就任している。

(9) カナダに初の女性外相誕生

1979年5月の総選挙で、与野党勢力の逆転に成功したカナダ進歩保守党のクラーク党首は、6月4日、29人から成る閣僚名簿を発表、新内閣を正式に発足させた。

それによると、外相には、76年の党首選挙でクラーク首相と争った同党の実力者フローラ・マクドナルド女史(53才)が就任した。

女性の外相は、カナダでは初めてである。

(10) イタリアに初の女性下院議長誕生

1979年6月20日開かれた総選挙後、初のイタリア議会で、下院議長に、共産党

選出のレオニルデ・イオッチ女史(59才)が与野党のほぼ一致した支持を受けて当選した。

イタリアでは、初の女性下院議長である。

(11) 国連婦人の十年・1980年世界会議、エスカップ地域会議等について

① 国連婦人の十年・1980年世界会議

の開催期日と議題について

○ 1980年世界会議は、1980年7月14日から7月31日までデンマークのコペンハーゲンで開催される予定である。

○ 同会議で予定されている主要議題は次のとおりである。

イ 世界行動計画の実施状況の検討

ロ 婦人の十年後半期(1981~85年)のプログラムの検討

ハ 「雇用・健康・教育」をサブ・テーマとし、経済的・社会的活動への婦人の参加促進の検討

ニ 南部アフリカの婦人に対するアパルトヘイトの影響

② 国連婦人の十年エスカップ地域会議の

開催について

○ 国連は、1980年世界会議に先立ち、世界各地に対し、地域毎の会議を開催するよう要請している。これを受けてエスカップ地域(アジア太平洋地域)については、1979年11月5日~9日、インド(ニューデリー)において開催される予定である。

○ 同会議で予定されている主要議題は次のとおりである。

イ エスカップ地域の諸活動の実施状況の検討

ロ 婦人の10年後半期の行動計画のガイドラインの立案

ハ エスカップ地域の婦人が直面している諸問題の検討

③ 1980年世界会議第2回準備委員会の開催について

○ 第1回準備委員会は昨年(1978年)6月ウィーンにおいて開催されたところであるが、第2回準備委員会が本年8月27日から9月7日までニューヨークにおいて開催される予定である。